

令和 年 月 日

「第1号通所事業（はつらつデイサービス）」

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

(利用者) 様

(事業者) 社会福祉法人 双葉会

(事業所) 双葉会デイサービスセンター

第1号通所事業(阿南市はつらつデイサービス)

重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 双葉会
所在地	〒774-0017 阿南市見能林町南林260-3
代表者(職名・氏名)	理事長 坪光 良直
設立年月日	昭和57年1月20日
電話番号	0884-22-2913

2 事業所の概要

事業所の名称	双葉会デイサービスセンター		
サービスの種類	・地域密着型通所介護 ・第1号通所事業 阿南市はつらつデイサービス		
事業所の所在地	〒774-0017 阿南市見能林町南林260-7		
電話番号	0884-23-5887		
F A X	0884-23-5911		
事業所開設年月日・事業所番号	平成9年 4月 1日開設	徳島県3670400013号	
指定年月日	地域密着型通所介護事業	令和3年4月1日指定	徳島県 3690400217号
	阿南市はつらつデイサービス	令和4年4月1日指定	徳島県 3670400013号
実施単位・利用定員	1単位	定員(1日) 28人 はつらつデイサービス定員(1日) 10人	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらつデイサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

阿南市はつらつデイサービスは、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつや食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5 営業日時及びサービス提供時間及び従業員の勤務体制

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで
サービス提供時間	午前9時45分から午後15時15分まで
従業員の勤務体制	午前8時30分から午後17時30分まで

6 事業所の職員体制

職種	配置職員	業務内容
1. 管理者	1名	職員及び業務の管理
2. 生活相談員	1名	サービスの調整・相談 通所介護の計画作成
3. 看護職員	1名以上	保健衛生及び看護業務
4. 介護職員	1名以上	日常生活介護業務
5. 機能訓練指導員	1名以上	機能訓練

7 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	笹岡 洋
--------	------

8 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、負担割合証に記載されている負担割合に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※以下は、利用者負担欄が1割の方の場合の金額となります。2割の方は、基本単位数×10円×2割です。

(1) 阿南市はつらつデイサービスの利用料

【基本部分】

サ ー ビ ス 区 分				基本単位	利用者負担 (1 割)
週 1 回 程 度	2～3 時間	1週間に <u>1回</u> の阿南市はつらつデイ サービスが必要とされた方 (要支援1、事業対象者)	月 4 回まで	144 単位/回	144 円/回
			月 5 回以上	437 単位/月	437 円/月
	3 時間超	1週間に <u>1回</u> の阿南市はつらつデイ サービスが必要とされた方 (要支援1、事業対象者)	月 4 回まで	266 単位/回	266 円/回
			月 5 回以上	923 単位/月	923 円/月
	送迎加算		月 10 回まで	片道 47 単位/回	片道 47 円/回
	入浴加算		月 5 回まで	45 単位/回	45 円/回
週 2 回 程 度	2～3 時間	1週間に <u>2回</u> の阿南市はつらつデイ サービスが必要とされた方 (要支援2、事業対象者)	月 8 回まで	146 単位/回	146 円/回
			月 9 回以上	1030 単位/月	1030 円/月
	3 時間超	1週間に <u>2回</u> の阿南市はつらつデイ サービスが必要とされた方 (要支援2、事業対象者)	月 8 回まで	268 単位/回	268 円/回
			月 9 回以上	2007 単位/月	2007 円/月
	送迎加算		月 18 回まで	片道 47 単位/回	片道 47 円/回
	入浴加算		月 9 回まで	45 単位/回	45 円/回

【加算】 加算要件を満たす場合、以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算内容	加算額	
		基本単位	利用者負担 (1割)
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔掃除の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施を行った場合	30単位/回	30円/回
科学的介護推進体制加算	計画書の作成等を要件とするプロセス、加算において実施するPDCAサイクルの中で計画を作成し同時にフィードバックを受けることにより利用者様の状態やケアの変化等を踏まえた計画書の改善を行い実施した場合	8単位/回	8円/回

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

食 費	1回につき 580 円
紙パンツ代	実費
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）についての費用

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、月末締めで計算し、翌月 10 日以降に請求書をお渡し致しますので、ご確認の程、下記の方法によりお支払いください。

支払い方法	支 払 い 要 件 等
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、阿南市とする。

10 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

11 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び阿南市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情解決責任者 笹岡 洋 苦情受付窓口(担当者) 桑島 真理 受付時間 8:30～17:30 受付場所 双葉会デイサービスセンター 電話番号 0884-23-5887
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	阿南市介護保険課	阿南市富岡町トノ町12番地3 電話番号 0884-22-1793
	徳島県国民健康保険団体連合会	徳島市川内町平石若松78番地1 電話番号 088-666-0117
	徳島県運営適正化委員会	徳島市中昭和町1丁目2 徳島県総合福祉センター3F 電話番号 088-611-9988

13 個人情報(秘密保持)について

事業所及び事業所の職員は、業務上知り得た利用者様及び契約者様の個人情報(秘密)について、漏らすことなく保持します。職員が退職した場合であっても、これらの個人情報(秘密)を保持することを雇用契約の条件としています。

14 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

15 非常災害対策について

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

事業所は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行い、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練	年 2回
非常災害についての研修	年 1回

16 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者様に故意または過失が認められる場合には、契約者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険に加入しています。

損害賠償保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
自動車保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保 険 名	一般自動車保険

17 第三者評価について

提供するサービスの質を当事業所以外の公平・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業の実施状況についての報告いたします

・第三者評価実施状況 無し

18 虐待の防止の為の措置の関する事項について

業所は利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生又は再発を防止するために、以下の措置を講じます。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図る。またその責任者は管理者します。
2. 虐待防止のための指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
3. 従業者等に対し虐待防止のための研修を定期的実施します。
4. 養護者又は従業員等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に通報し事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、従業者等に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
5. 上記措置を適切に実施するための責任者（管理者）を置くこと。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 徳島県阿南市見能林町南林 260-3

事業者(法人)名 社会福祉法人 双葉会

代表者職・氏名 理事長 坪光 良直 印

説明者氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名 印